

九月廿七日より東京出張のため工業株式会社社務部員、労働争議ハ、全額ニシテ、別送ニ解決され、自調印して貴書一通ニ所持ス

記

一 解雇職工ハ八名トス（但し会社ノ人選トス）  
二 解雇手当

第一人ニ付金七百八十圓也 月収六十圓トシテ三月分  
女一人ニ付 九十圓也 同三十九トシテ三月分

三 争議中ノ日給ハ金七百トシテ（但し全額自費）  
四 争議費用 金四百圓

五月十六日付ノ要承書各種提出ノ保留トス

昭和四年十月六日 本会ハ工業株式会社社務部員

代表者 渡辺三一郎 齋藤徳太郎 西井吉彦

代表者 二上重徳 代表者 松平重蔵

代表者 岡田合司 代表者 村上俊九

依田重雄  
山田高十

78

労働第三五六号

昭和四年十月十一日

警視總監 丸山 鶴吉

大務大臣 安達謙藏殿  
社会局長 官殿  
京都大阪神奈川兵庫愛知  
福岡埼玉各府縣知事殿

14.10.14  
823

當天護謄工業株式會社労働争議解決後ノ状況ニ關スル件

（要旨） 会社ハ十月七日職工八名ノ解雇ヲ發表シ之等ノ手當  
其他金銭ノ授受ヲ了シ十月八日一齊ニ罷業セリ